

第2期埼玉県ケアラー支援計画(案)に対する県民からの意見・提案

<対応区分>

A：意見を反映し、案を修正するもの
 B：既に案で対応済みのもの
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの
 D：意見を反映できなかったもの
 E：その他

通し番号	意見・提案	対応区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
1	<p>基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築 4-1 ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進 関連する主な取組・支援55で、「介護休暇等の取得を必要とする県職員のケアラーが、介護休暇等を取得できるよう、職務上必要な配慮を行います。」とありますが、市町村職員のケアラーへの支援も何らかの形で盛り込めないでしょうか。 埼玉県企画財政部市町村課行政担当に関わることだと思います。</p>	B	<p>県の主な取組・支援33に記載している企業の従業員に対する啓発については、対象として市町村や市町村職員も含まれています。 また、市町村職員の勤務条件については、各市町村の条例により定めるものとされています。県としては、国からの通知等を踏まえ、各市町村において適切に対応するよう助言を行っています。</p>	
2	<p>4-1ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進 「ビジネスケアラー」という用語の使用を停止してください。 仕事と介護の両立は現在日本においては「労働問題」として位置づけられており厚生労働省主幹で取組みを勧めています。 ビジネスケアラーは一般企業が作った造語であり、それを経産省が使い始めただけであり、英語でもなんでもありません。 働く介護者を英語表記したいのであればそれは「ワーキングケアラー」です。ビジネスケアラーと言われると凄く嫌です。私たちケアラーをバカにしているように感じます。 私たちケアラーは愛情をもって要介護状態にある家族に接しています。「仕事のように」接しているわけではありません。 ケアラーを仕事にしている」という意味があります。直ちに停止してください。 この言葉を使っている時点で埼玉県のケアラー支援条例はケアラーを見ていないことがあきらかです。</p>	D	<p>「ビジネスケアラー」という用語は、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）」に記載されており、また、新聞・テレビ等の各種報道でも使用されています。 仕事をしながら介護をする方として、県民の方々にも認知されつつある用語であると考えていることから、「ビジネスケアラー」という用語を使用しております。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
3	<p>私は息子のケアラーです。 息子が病気になり、市役所に行った時に何も助けて貰えないと感じました。 市役所の方にこの子は大丈夫と言われて、その言葉を信じたい気持ちだけで毎日息子をみることにしかできず本当に困りました。病識、福祉など自分で調べてなんとか少し理解して行きました。とてもとても大変でした。 こんな方々が1人でも減って不安なく助けていただける形をぜひ整えてほしいです。</p>	E	<p>いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	
4	<p>(4)企業におけるケアラー支援体制の構築 地域包括支援センターの認知度の目標値について 包括支援センターは高齢になってもなかなか認知度が低いが、企業現役での研修チャンスを増やして認知度を増やすことで、相談しやすくなる。</p>	B	<p>県の主な取組・支援の33において、介護について気になるという段階から地域包括支援センターに相談することの重要性について、企業を通じて従業員等に周知することで地域包括支援センターの認知度向上に取り組んでまいります。</p>	
5	<p>2. 行政におけるケアラー支援体制の構築 各ケアラーごとに個別項目が掲示されているが行政の横断的な支援体制が必要です。特にヤングケアラーのことを考えると、小学校から教師も児童も、情報に接することや授業に取り入れたりきめ細やかな対応が必須ですので、県が市町村教育部門に支援を。</p>	B	<p>県では市町村での包括的な相談支援体制の整備を目指し、アドバイザーの派遣や研修等を実施し、市町村の取組を支援しております。また、児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出張授業を実施するほか、市町村の福祉関係課の職員、教育委員会職員、学校の教職員等を対象とした合同研修を実施しております。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
6	<p>2. 行政におけるケアラー支援体制の構築 相談の項目で: 行政も地域も包括も24時間体制の相談がないのは残念です。 ケアラーが落ち着いて、相談に対峙したり情報を得るのは、要ケア者が就寝してからになるので。 どこかに24時間対応の相談体制が欲しいです。</p>	C	<p>県としても市町村における相談体制の充実は重要だと考えております。現在、一部の市町村において、ケアラー向けの24時間対応の窓口が実施されていることを把握しています。研修等を通じて、このような先進事例を市町村へ周知してまいります。</p>	
7	<p>【実態調査やこれまでの取組等の結果を踏まえた課題】として、3. 孤立の防止 とあり、このことは非常に重要な課題ですし、そう簡単な事ではありません。居場所を作るだけでは孤立の防止はできないのではないのでしょうか。 たとえ支援につながっていたとしても、ケアラー(特に家族)は、愛情と責任感から、ケアすることが生きがいになっていることもまれではなく、「(ケアされる人のことを)自分が一番よくわかっている」「自分がやらなければ」といった意識から、支援者を信頼して任せることができずに抱え込み、ケアラーの自己犠牲的な生活が当たり前となっていく。医療や支援を受けていても、ケアの大変さや辛さ、困難さを吐き出すことができないままで、精神的には孤立した状態のケアラーが多くなります。特に、医療や支援の人たちに、ケアラー支援の理解を押し進める必要があります。特に医療関係者の中には、「家族だからケアするのは当たり前」といった考えが根深くあります。医療者へのケアラー支援の理解を押し進めるべきと考えます。P56【医療機関の専門職等の研修を通じて、ケアラーへの支援に関する理解 促進を図ります。】に強く賛同します。</p>	B	<p>引き続き医療機関の専門職等への理解を広めてまいります。</p>	
8	<p>様々な関係の協議の場については、ケアラーの立場の参加を求めます。 様々な研修の機会に、ケアラーの立場の体験を聴く機会を設けることを求めます。 ケアラーの実体験、生の声を聴く機会を設ける必要があります。</p>	B	<p>本計画を策定するにあたり、ケアラーの方々に直接お話を伺いました。引き続き、施策の実施にあたっては、ケアラーの方々の声を聴きながら進めてまいります。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
9	<p>当事者家族です。 精神疾患(統合失調症)家族です。 高齢者が認知機能の低下や健康面での低下が見込まれた場合、地域包括センター(地活)の利用によってケアマネが査定に入り支援の利用がスムーズに行われます。けれど精神疾患の場合、突然の発症で本人はおろか家族にもその知識がなく支援につながる事が困難な状況にあります。当事者の発症による就労の継続すら困難になるケースもあります。実際私は本人から目を離さないようにと医師から言われ、やむなく仕事を辞めました。それによる経済的な問題も生じます。また、精神科を受診した際にすぐに支援に繋がれる環境整備がなされていません。高齢者の支援と同じくワンストップで支援につながる制度の必要性を感じます。何故それがなされないのかが疑問です。</p>	C	<p>県では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をとおして、当事者家族に身近な市町村レベルでの支援体制の整備を進めてまいります。</p>	
10	<p>精神疾患は家族が診るのが当たり前という概念が浸透してしまっています。その弊害を汲み取ってください。 社会全体で当事者を支える仕組みが必要不可欠です。特に統合失調症の場合、完治はありません。 家族は高齢になりながらも当事者を支えることを余儀なくされています。当事者を抱えることで家族すら精神疾患に陥るケースすらザラではありません。 患者のQOLと共に家族のQOLを考慮する必要はないのでしょうか。当事者の支援と併せてケアラーの支援をこうじることが当事者を支えることにつながります。 家族支援を求めるのなら、ケアラーの支援も必要不可欠です。十分な当事者支援がなされるのであればそれは必要なくなります。 現状、それがなされる状況にないのであれば、ケアラー支援が必要になります。どちらの支援を優先しますか？その判断が行政に問われているのではないのでしょうか。</p>	C	<p>県では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をとおして、当事者家族に身近な市町村レベルでの支援体制の整備を進めてまいります。 また、精神障害者の家族による家族支援としてピアカウンセリング事業を実施しており、当事者支援とケアラー支援の両面から取り組んでまいります。</p>	
11	<p>基本目標4 4-1 ビジネスケアラー*の仕事と介護の両立支援の推進 介護者の集い(介護者サロン)をしています。集いを開くだけではなく、親をケアする独身ケアラーから夜電話をいただくことがあります。それで考えるのは、P.72取組みの㉑～㉓意外にも働くケアラーにとっていつでも何でも相談できる人(場)が必要ではないかと思えます。ケアラーの立場に立つケアラーマネジメント(アドバイザーではない)が出来るといい人が出てきたらと願っています。</p>	C	<p>現在、経済産業省においても、企業向けガイドラインを作成し、企業内での相談体制の充実に取り組んでいく方向と伺っています。県としても企業と連携して啓発を進めていくことで、企業の中で気軽に相談できる機運を醸成していきたいと考えています。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
12	「2021～2023年度の埼玉県ケアラー支援計画」には、「計画の進捗管理」について記載されていましたが、第2期計画にも記載してください。計画の進捗管理は重要です。少なくとも、ケアラー支援に関する有識者、ケアラー当事者、関連団体、先進的な県内基礎自治体、公募県民が参加した会議体を設置してください。	B	計画の進捗管理については第1期と同様に記載予定です。また、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議も引き続き設置いたします。	
13	2期目の計画ですし、ケアラー支援の理解をより進め、具体的な取組みの実際が理解できるよう、施策の体系ごとに、県内自治体や企業、市民団体、学校、企業等、先駆的な取組み事例を記載してください。	B	市町村や各団体の先進事例については、研修等を通じて周知しております。引き続き先進事例の周知に努めてまいります。	
14	<p>3 ケアラー個人のウェルビーイングの向上の柱を立ててください。</p> <p>条例の理念には、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」と書かれています。その通りですが、抽象的ですので、ケアラーの暮らしや人生に引きつけて、イメージが湧くようにするために必要です。具体的には、以下のような内容です(地方自治体の一般的責任:イギリス2014年ケア法参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳(敬意を払った対応を含む) ・身体および精神的健康ならびに感情面のウェルビーイング ・虐待やネグレクトからの保護 ・当該個人による日常生活のコントロール (当該個人に提供されるケアおよび支援、ならびにその提供方法) ・就労、教育、研修またはレクリエーションへの参加 ・社会的および経済的ウェルビーイング ・家族や個人の関係 ・住居の適性 ・当該個人による社会貢献 <p>すでに記載されている「3 孤立の防止」「4介護離職の防止」は、ウェルビーイングの向上に含まれますが、第2期の重要な取組みとして、柱を立てても良いと思います。</p>	C	本計画は、まさにケアラー個人のウェルビーイングの向上を目指すものであると考えております。いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
15	<p>課題1-7(私の提案を加えると7項目)と、基本目標・施策・個別項目の関連を図示してください。 例えば、p48「2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築」には、行政の取組に対する課題が指摘されていますが、この課題を実現するには、社会全体が連携した取組が不可欠です。P70「取組の方向性」に、「社会全体」という記述がありますが、民間支援団体の取組のみ述べられています。 「2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築」という課題を実現するための施策はどれでしょうか。</p> <p>せめて「包括的支援体制」をわかりやすく図にして、基本目標2、基本目標3に掲載し、行政、関連機関、事業者、市民団体、企業、地域等の連携関係をわかりやすくしてください。</p>	C	<p>「2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築」という課題を解決するための施策としては、基本目標2に記載のある各施策が該当します。ケアラー支援にあたり連携して業務にあたることは非常に重要であるため、いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	
16	<p>6ページ以降、取組の方向性、県の主な取組・支援、関連する主な取組・支援という構成になっています。第1期計画から気になっていたのですが、「関連する」の説明がありませんので、「関連」とはどのような内容を指すのか、どのような基準で記載されているのかを、例えば、p55に明記してください。</p> <p>例えば、 関連する主な取組・支援とは、「ケアラー支援は、ケアラーのケアを受けている者及び当該ケアラーの家族等に対する支援と一体的に行われることで実現するため、その意味で関連している取組・支援」と考えられる既存の施策・事業である。</p>	C	<p>「主な取組・支援」は、ケアラー支援のための取組・支援を記載し、「関連する主な取組・支援」は、それを進めることでケアラー支援に繋がる取組を記載しています。</p>	
17	<p>第2期では、特に、全ての多様なケアラーの存在の理解と支援を進めてください。</p>	B	<p>引き続き多様なケアラーの存在の理解と支援を進めてまいります。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
18	<p>例えば、「3 認知症」が取り上げられていますが、他の病気や障害を持つ人をケアするケアラーが取り残されたと思わないように、配慮してください。</p>	B	<p>引き続き多様なケアラーの存在の理解と支援を進め、全てのケアラーの方が取り残されたと思わないよう配慮してまいります。</p>	
19	<p>2-2 多様なケアラーへの支援の記載はよいと思います。一部取り上げられていますが、草加市で介護者サロンを実施している知人からは、次のような意見を聞いていますので、生の声をお伝えします。</p> <p>【私はケアラー支援の傍ら、脳卒中による身体的麻痺や失語症、及び高次脳機能障がい当事者及び家族の支援に拘わっていますが、そこでは発症年齢が10才・17才の他、30才代～50才代での発症が多いため、当事者及び家族の生活支援が必須であるが、システムとしての支援はなく、社会復帰は困難を極めています。片麻痺や失語症はリハビリを経由して障がい者就労支援に繋がっていますが、脳卒中の原因が多い、高次脳機能障がい者は障害認定が厳しく、公的支援には繋がりません。また、現役世代の発症が多い脳卒中はヤングケアラーの大きな要素となっています。】</p> <p>以上、脳卒中当事者とその家族への支援にもどうか目を向けて頂けたらと思ひまして、意見を送らせていただきました。】</p>	E	<p>いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	
20	<p>行政による相談支援体制の整備には、市町村や事業所等が具体的に取り組みやすいよう、取組のフロー図を記載してください。そこには、ケアラーの早期発見、アセスメントによるニーズ把握(家族全体)、支援計画策定、多機関連携やモニタリングも含めて記載してください。</p>	C	<p>ケアラーの支援にあたっては、まずはその悩みを把握することが重要であると考えております。しかしながら、各関係機関で十分に把握できている状況でないことから、まずは把握するためのアセスメント等について、今回の計画案に記載させていただきました。</p> <p>いただいた御意見については、事業執行の段階で検討してまいります。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
21	<p>具体的な支援の取り組みには、拠り所となるツール(ケアラー支援ガイドブック)や、個別制度に分立しているケアラー支援課題について、自治体単位で総合的・統一的に対応できるケアラー相談支援総合窓口(ケアラーセンター等)の設置が必要です。</p>	C	<p>県としては、地域資源やニーズを把握している市町村のケアラー支援における役割の重要性を踏まえ、市町村における相談支援体制の構築を支援してまいります。</p>	
22	<p>県内でもケアラー支援が進むほど、県によるバックアップ拠点が必要ですので、設置してください。埼玉県ケアラー連盟支援に関する有識者会議でも指摘されていました。</p>	B	<p>県では地域包括ケア課が中心となり、庁内の関係部署と連携して各市町村のケアラー支援のバックアップを行っております。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
23	ケアラーの緊急時や、親・家族亡き後の要介護者の生活の継続、自立支援を実施してください。	C	<p>ケアラーの入院時など緊急時には、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者の相談支援事業所などが相談を受け、ショートステイなどのサービス利用の調整を行うこととなりますが、その対応への準備の取組の一つとして、日本ケアラー連盟作成の情報引継ぎシートを活用を周知してまいります。</p> <p>また、親亡き後も障害者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等の地域生活を支えるサービスの整備を進めるとともに、緊急時の相談や短期入所等での受入体制などの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備に努めてまいります。</p>	
24	「ビジネスケアラー」は経済産業省で使用して広がっていると考えられますが、違和感があります。自営業の方は自分のことをイメージできますか。ケアラーを広く包摂する言葉を使ってください。働くケアラー、ワーキングケアラーが良いのではないのでしょうか。	D	<p>「ビジネスケアラー」という用語は、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）」に記載されており、また、新聞・テレビ等の各種報道でも使用されております。</p> <p>仕事をしながら介護をする方として、県民の方々にも認知されつつある用語であると考えていることから、「ビジネスケアラー」という用語を使用しております。</p>	

通し 番号	意見・提案	対応 区分	対応状況A～Eの考え方	意見を反映する 場合の修正案
25	38にあるように「線引き」という認識が間違っています。責任や負担が重すぎる前にケアラーを発見・把握・支援することが、ケアラー支援のイロハです。そのような研修に力を入れてください。	B	これまでも関係機関を対象に研修を実施しており、引き続きケアラーの発見・把握・支援するための研修を実施してまいります。	